第三十七条第一項	（削除）	一　受給権者の生年月日 二　老齢年金証書の記号番号 三　変更前の氏名
第三十八条、第四十三条の十、第五十四条、第七十一条及び第七十六条の十三	（削除）	一　受給権者の生年月日
（削除）	（削除）	（削除）
第三十九条第一項、第四十三条の十一第一項、第五十五条第一項、第七十二条第一項及び第七十六条の十四第一項	（削除）	（削除）
第三十九条 三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	（削除）	払渡希望金融機関
（新設）	（削除）	一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　老齢年金証書の年金コード
（削除）	（削除）	一　氏名、生年月日及び変更後の住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
（削除）	（削除）	払渡希望金融機関若しくは払渡希望金融機関の預金口座の名義
三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局		

（新設）	（新設）	（新設）
第三十七条第二項第二号、第四十三条の九第二項第二号、第五十三条第二項第二号、第七十条第二項第二号及び第七十六条の十二第二項第二号	抄本	抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
（新設）	（新設）	（新設）
第三十八条、第四十三条の十、第五十四条、第七十一条及び第七十六条の十三	受給権者は	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は
（新設）	（新設）	（新設）
第三十九条 三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局		